

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年2月4日

横浜市契約事務受任者
下水道河川局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

神奈川水再生センター特殊人孔緊急修繕工事

2 履行(納品)場所

神奈川区千若町1丁目1番地

3 契約日

令和6年11月27日

4 履行日又は履行期間

令和6年11月27日から令和7年1月31日まで

5 契約金額

¥ 75,460,000. -

6 契約の相手方(名称及び所在)

名称 奈良建設 株式会社 代表取締役 植本 正太郎

所在 横浜市港北区新横浜 1-13-3

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

神奈川水再生センター特殊人孔防食等整備工事において、神奈川水再生センターへの流入人孔で防食工事を実施したところ、想定以上に劣化が進行していることが判明しました。

早急な措置を行わないと構造上不安定な状況が続き、事故等のリスクが高まるため、本工事では、緊急的に特殊人孔の修繕工事を行いました。

8 契約の相手方の選定理由

本件緊急工事の実施にあたり、神奈川水再生センター特殊人孔防食等整備工事の請負業者であり、当現場を熟知している奈良建設株式会社を契約の相手方として選定しました。

9 所管課

下水道河川局施設整備課